

世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画(案)について

1. 名称 世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画

2. 策定主体 環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村

3. 管理計画の目的

- ・世界自然遺産地域及びその周辺地域の自然環境の保全管理の基本的な方針を明らかにする。
- ・管理機関（環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）と関係者（関係団体、NPO、島民）が連携して適切かつ円滑な保全管理を進める。

4. 管理の目標と基本方針

○管理の目標

- ・小笠原諸島の有する顕著な普遍的価値を健全な状態で後世に引き継ぐ

○基本方針

（1）優れた価値の保全

- ・海洋性島弧の形成過程を示す証拠である地形・地質、海洋島に独特の進化をとげた固有種・希少種・生態系を保全する。

（2）外来種による影響の回避・軽減

- ・知見や技術を蓄積しながら、島毎に異なる種間関係を踏まえた戦略的な外来種対策を行うとともに、新たな外来種の侵入と未侵入地域への拡散防止の対策をとる。

（3）人の暮らしと自然との調和

- ・公共工事をはじめとして各種の事業実施にあたって環境配慮を徹底する。
- ・世界遺産としての価値の保全・管理に島民の参加を得るとともに、恩恵を持続的に利用する島の暮らしを実現する。

（4）順応的な保全・管理の実施

- ・保全管理の効果や影響、気候変動などの長期的な影響を把握するためのモニタリングを実施し、順応的な保全管理を進める。
- ・島民の合意と参加、科学的な助言を得ながら、効果的かつ科学的な保全管理を進める。

5. 管理の方策

○法制度の適切な運用

原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域、国指定鳥獣保護区、国内希少野生動植物種、天然記念物など各種制度を適切に運用し、世界遺産としての価値を保全する。

○島毎の戦略的な生態系保全

島毎の生態系や外来種影響に着目して、生態系保全の長期目標、対策の方向性を示す。具体的な外来種対策や希少種の保全などの取組については、平成 24 年度までの目標を定めた「島毎の生態系保全アクションプラン」に基づき行う。

○新たな外来種の侵入・拡散予防措置

生態系の保全・管理／調査・研究活動、その他の緑化・建設事業、愛玩動物の飼養・持込、農業活動、定期航路その他による物資や人の移動など活動の種別に、今後の対応方針を示す。

○各種事業・調査での環境配慮の徹底

環境配慮事項の徹底、外来種以外の自然環境へのリスクへの対処について、今後の対応方針を示す。

○自然と共生した島の暮らしの実現

普及啓発、環境教育、自然と共生した産業の振興などについて今後の対応方針を示す。

○適正利用・エコツーリズムの推進

自主ルールの遵守徹底、自然ガイドによる適正利用の推進、自然体験活動やボランティア活動の推進などについて今後の対応方針を示す。

○モニタリングと情報活用の推進

保全管理対策のモニタリング、利用に関するモニタリング、気候変動の影響把握を含めた長期的なモニタリングなどについて今後の対応方針を示す。

6. 管理の体制

- ・管理機関及び関係者の連携のための体制として「地域連絡会議」を、科学的知見に基づく順応的管理の体制として「科学委員会」を位置づける。

- ・管理機関それぞれの管理の体制と主な役割分担について示す。

7. 島毎の生態系保全アクションプランについて

- ・5の管理の方策「島毎の戦略的な生態系保全」に示された生態系保全の長期目標と対策の方向性に沿って、管理機関が具体的に取り組む主に外来種対策について、とりまとめた実行計画。
- ・この計画の下に平成24年度までの短期目標を示し、環境省、林野庁、東京都、小笠原村、NPOなどの関係機関が連携して外来種対策を実施する。
- ・島毎に異なる外来種や固有種の種間相互の関係（下図）を踏まえて、対策の優先順位を検討し、戦略的な外来種対策を実施する。



